

有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指數等スワップ取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第五十一条の二に次の五項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項（第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第一項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務

局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十一条の一の次に次の二条を加える。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第五十一条の三 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(金融先物取引法の一部改正)

第七条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「金融先物取引業者が行う」の下に「対象取引」を、「定める取引」の下に「をい
う。」を加える。

第三十四条の二十の二第一項中「株主は、当該株式会社金融先物取引所の」を削り、「ときは」を「者

は」に改める。

第三十四条の三十八中「株主は、当該金融先物取引所持株会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十四条の五十第一項第一号中「なくなつたとき」の下に「（当該株式会社金融先物取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）」を加える。

第九十条の六第一項中「金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引」を「対象取引（第二条第十四項に規定する対象取引をいう。第九十条の十一の二第一項において同じ。）」に改める。

第九十条の十一の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の二 金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から金融先物債務引受け業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、

担保の充當の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手

続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2 破産手続、再生手続又は更生手続において、金融先物清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第九十二条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一

項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第九十二条の二の見出しを「（委員会の命令に対する不服申立て）」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第八条 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一百五十条の四中「第九号」を「第十号」に改める。

第二百二十九条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第百五十条の四において準用する第一百五十六条第一項の規定による権限（資産対応証券の募集等の

取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第二百二十五条第一項において準用する第百五十条の四において準用する第百五十六条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第二百二十九条に次の五項を加える。

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第一百五十六条第一項（第百五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することがで

ある。

6 委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局长又は財務支局長を指揮監督する。

第二百二十九条の次に次の一条を加える。

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百二十九条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第九条 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一百三十六条」を「第一百三十六条の二」に改める。

第一百三十六条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第二十条第一項（第四十三条第三項において準用する場合及び第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができ
る。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第七章中第一百三十六条の次に次の二条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第一百三十六条の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第十条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十三条第四項中「証券取引等監視委員会」の下に「(以下この条において「委員会」という。)」を加え、同項第一号中「第十九号」の下に「第二十一号」を加える。

第十三条第八項を同条第十一項とし、同条第五項から同条第七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限（第九条に関するもの及び前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二条第二十号及び第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等による行為に係るものを委員会に委任することができる。

6 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

7 委員会が第四項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してものみ行うことができる。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十一條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項に次の一号を加える。

七 其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次ニ掲タル要件ノ何レニモ該当スルモノ

イ 契約ニ依リ権利ノ総額ガ引受ケラルモノタルコト

ロ 各権利ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

ハ 元本ノ償還ニ付権利ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割
ノ定ナキコト

ニ 利息支払ノ期限ニ付ハノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

（農業協同組合法の一部改正）

第十二条 農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

二　利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「（同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。）」を「であつて中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第二百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの」に改める。

第九条の八第六項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
- (2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- (3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- (4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（信用金庫法の一部改正）

第十四条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定ま

るものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
- (2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- (3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- (4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十五条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(労働金庫法の一部改正)

第十六条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
- (2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第五十八条の五第一項第二号の二中「主務省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

(銀行法の一部改正)

第十七条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項に次の一号を加える。

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めが

あり、かつ、分割払の定めがないこと。

二 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(保険業法の一部改正)

第十八条 保険業法（平成七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第六項に次の一号を加える。

七 その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

二 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第六項第一号に次のように加える。

ト その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 契約により権利の総額が引き受けられるものであること。
 - (2) 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
 - (3) 元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
 - (4) 利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- （特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の

流動化に関する法律の一部改正)

第二十条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第一百六十二条を次のように改める。

（権限の委任等）

第一百六十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第一百五十六条第一項の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁

長官に報告するものとする。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局长又は財務支局長を指揮監督する。

第一百六十二条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第一百六十二条の二 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十一条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第四条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 証券取引法の規定による課徴金に関すること。

第八条中「証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）」を「社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。第二十条において「旧資産流動化法」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」に改める。

第二十条第一項中「証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法」を「社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、外国証券業者に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、資産の流動化に関する法律、旧資産流動化法、社債等の振替に関する法律」に、「又は金融先物取引」を「若しくは金融先物取引」に改め、「確保するため」の下に、「又は投資者の保護その他の公益を確保するため」を加える。

第二十一条中「又は金融先物取引」を「若しくは金融先物取引」に改め、「確保するため」の下に、「又は投資者の保護その他の公益を確保するため」を加える。

本則に次の二条を加える。

(審判官)

第二十五条 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2 審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすると認められる者について、長官が命ずる。